

市営住宅入居者募集のお知らせ

市営住宅下記団地(11戸)が空室となりましたので入居者を募集します。

募集期間

平成 18 年 6 月 1 日(木)～ 14 日(水)

入居資格条件

- ・収入が基準に該当する方
- ・現に同居しているか同居しようとする親族がある方、または一定資格の単身者
※(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者または婚姻の予約者を含む。)
- ・住宅に困っている方
- ・市内に保証人となられる方がいるなど、すべての条件を満たしている方

団 地 名	募集戸数
深江馬場団地	4 戸
布津寺田団地	1 戸
有家蒲河団地	1 戸
南有馬新砂原団地	1 戸
南有馬北岡団地	1 戸
口之津白浜団地	1 戸
加津佐女島団地	1 戸
加津佐旭団地	1 戸

※布津寺田団地は特定公共賃貸住宅です。

必要なもの

- ・市営住宅申込書
- ・住民票 (世帯全員分)
- ・所得証明書など収入状況を証明する書類 (世帯全員分)
- ・事実を証明する書類 (納税証明書等)



●入居者の資格要件を満たした申込者の数が募集戸数を超える場合は、公開抽選を行います。

※市営住宅に関するお問い合わせは、各総合支所、住民センター及び建設部管理課までお問い合わせ下さい。

6月15日から7月14日までは『農薬危害防止運動月間』です

長崎県と南島原市では、6月15日から7月14日までの1カ月間を『農薬危害防止運動月間』と定め、農薬事故を防止する運動を実施しています。

農薬を使用するにあたっては、もう一度次のことに注意して、適正な使用を心がけましょう。

- ① 使う前に、もう一度ラベルを読んで、使用上の注意事項を守りましょう。
- ② 散布の際は、防除衣、メガネ、マスクなどをきちんと着けましょう。
- ③ 散布にあたっては、風向きや周辺作物、用排水路のことを考え、農薬の飛散を最小限に抑え、近接圃場の栽培作物、周囲の人家、家畜、河川などへの影響に十分注意しましょう。
- ④ 農薬散布器具の洗浄を徹底しましょう。
- ⑤ 農薬は、鍵のかかる場所に保管するなどして、盗難やいたづらをされないよう気をつけましょう。

なお、農薬の取り扱い方法や病害虫の防除方法についての詳しいことは、県病害虫防除所や最寄りの農業改良普及センター、南島原市農林水産部農林課などへお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 南島原市役所 農林水産部 農林課 TEL050-3381-5060

統計調査員を募集しています！

南島原市では、統計法に基づく指定統計調査（国勢調査や事業所・企業統計調査など）で、統計調査員として活動していただける方を募集しています。統計調査員の仕事を希望する方にあらかじめ登録調査員として登録していただき、統計調査実施の際に従事について依頼し、統計調査員として活動していただきます。

統計調査員って何？

Q1：調査員は誰でもなれるの？

A：調査活動に熱意を持って従事していただける方、秘密の保持に関して責任を持てる方なら誰でもなれます。ただし、職種によっては調査員になれない場合があります。

Q2：調査員はいったい何をやるの？

A：事務の流れを大まかに言うと、市または県から調査用品の受取、調査対象の把握、調査票の配布及び回収、調査票の記入内容のチェック、市または県へ調査票の提出などを行っていただきます。また調査員としての任命期間は、調査によって異なりますが、1～2ヶ月間です。任命期間中も毎日調査活動に従事する必要はなく、指定された期間内に調査事務を済ませていただければよいことになっています。

Q3：調査活動中にケガしたら、どうするの？

A：調査員に任命されると、その時点で身分上は非常勤の公務員となります。調査活動中に万一ケガをされた場合は、公務災害補償の認定対象となります。また、日本統計協会が実施している統計調査総合保障制度というものがあります。

Q4：調査員はボランティア？

A：調査員には調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。報酬額は、調査の種類により、調査活動にかかる日数を考慮して定められていますが、おおむね1～5万円程度です。（必ずしもこの範囲内とは限りません。）

応募資格

- 20歳以上の健康な方（男女問いません）
 - 調査期間中、調査活動に従事でき、統計調査に熱意のある方
 - 秘密の保持に関して責任の持てる方
- ※興味のある方は、お気軽に下記までお問い合わせください。



申込期限等

- 7月31日(月)までに、各支所総務課及び住民センターの市民課に申し込みをお願いします。

お問い合わせ 南島原市役所 企画部 企画課 統計地籍班(布津総合支所2階) TEL050-3381-5035(直通)